

大野市日常生活用具給付事業実施要綱

(平成19年2月28日告示第27号)

改正 平成22年3月30日告示第57号
平成25年3月29日告示第73号
平成27年3月24日告示第75号
令和5年3月31日告示第151号

(趣旨)

第1条 この要綱は、大野市地域生活支援事業実施規則（平成18年規則32号）第8条の規定に基づき、日常生活用具（以下「用具」という。）の給付及びその取付工事に要する費用の助成並びに用具の貸与（以下これらを「給付等」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具は、別表種目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同欄に定める区分に応じ、それぞれ対象者欄に掲げる者（介護保険法（平成9年法律第123号）第44条の規定により、給付等の対象となる用具の貸与又は購入費の支給を受けることのできる者及び入院又は入所中の者を除く。以下「障害者等」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、用具の貸与の対象者は、市民税非課税世帯に属するものに限るものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、入院又は入所中の者に係るストーマ装具については、給付の対象とする。

第3条 給付等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、日常生活用具給付（貸与）申請書を市長に提出しなければならない。

(調査)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査等を行い、日常生活用具給付（貸与）調査書を作成しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の調査により給付等を決定したときは日常生活用具給付（貸与）決定通知書により、給付等を却下したときは日常生活用具給付（貸与）却下通知書により、それぞれ申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により給付等を決定したときは、日常生活用具給付（貸与

) 券（以下「給付券」という。）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第6条 前条第1項の規定により用具の給付及びその取付工事に要する費用の助成の決定を受けた者（以下「給付等決定者」という。）は、用具納入業者（以下「業者」という。）に給付券を提出して用具の給付を受けるものとする。

（用具の貸与）

第7条 第5条第1項の規定により用具の貸与の決定を受けた者は、市長と貸借の契約を締結し、用具の貸与を受けるものとする。

2 用具の貸与の期間は、貸与決定の日から当該決定の日の属する年度の末日までとする。ただし、貸与期間が満了する日までに市長が貸与取消しの決定を行わないときは、1年間その期間を延長するものとし、その後において期間が満了するときも、また同様とする。

（助成金の支給等）

第8条 市長は、利用者が、当該利用決定に基づく用具の給付を受けたときは、当該利用者又はその保護者に対し、別表耐用年数基準金額欄に定める額（その額が現に当該給付に要した費用の額を超えるときは、当該給付に要した費用の額）（以下「基準額」という。）の100分の90に相当する額を支給する。ただし、障害者本人及びその配偶者又は障害児の保護者が市民税の非課税の場合若しくは、生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条に規定する被保護者又は要保護者である者については、基準額の100分の100に相当する額を給付する。

2 前項の規定にかかわらず、障害者等本人及びその属する世帯の他の世帯員のうちいずれかの者について、給付を受ける年度（給付を受けた月が4月から6月までの間にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額が500,000円を超える場合は、助成金を支給しない。ただし、障害者等本人が、その属する世帯の他の世帯員（当該障害者等本人の配偶者を除く。）の扶養親族及び被扶養者に該当しないときは、当該障害者等本人の属する世帯の他の世帯員を、当該障害者等本人の属する世帯の他の世帯員である当該障害者等本人の配偶者のみであるものとすることができる。

3 給付を受けた給付等決定者又はその扶養義務者（以下「助成金申請者」という。）は、市長に対して日常生活用具費助成金を請求する場合には、業者から交付を

受けた領収書及び給付券を添えて請求しなければならない。ただし助成金申請者は、基準額の限度において、業者に請求を委任することができる。

4 業者は、市長に対して日常生活用具費を請求する場合には、代理受領に係る日常生活用具費支払請求書兼委任状に日常生活用具支給券を添えて請求しなければならない。

5 市長は、同条第3項又は前項の請求があった場合には、日常生活用具費を請求のあった日から30日以内に助成金申請者又は業者に支払うものとする。

6 日常生活用具の販売を行う事業者の登録、日常生活用具費の代理受領等については、別に定める。

(費用の負担)

第9条 用具の給付を受けた給付等決定者又はその扶養義務者は、当該用具の給付に要する費用から市長が助成した額を差し引いた額を業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用者の負担割合の1月当たりの上限額は、37,200円とする。

(譲渡等の禁止)

第10条 給付等決定者は、給付等に係る用具を目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(費用及び用具の返還)

第11条 市長は、虚偽その他不正の行為により給付等を受けた者があるとき、又は給付等を受けた者が前条の規定に反したときは、当該用具の給付等に要した費用の全部若しくは一部又は当該用具を返還させるものとする。

(給付における特例)

第12条 市長は、障害者等の申請の手續の利便を考慮し、情報・意志疎通支援用具における人工内耳用電池の空気電池又は排泄管理支援用具については、次のとおり給付券を一括交付することができるものとする。

(1) 暦月を単位として、2月ごとに給付券1枚を交付すること。

(2) 別表の月額に換算した基準金額の範囲内で1月に必要とする当該用具に相当する額の2月分の額を給付券1枚に記載して交付すること。

(3) 申請1回につき12月までの利用決定とし、給付券は、3枚(6月分)まで一括交付すること。

(4) 第9条に規定する費用の負担については、給付券1枚に記載された数量に相当する給付額について行うこと。

(台帳の整備)

第13条 市長は、給付等の状況を明確にするため、日常生活用具給付（貸与）台帳を整備するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年2月28日から施行し、平成18年10月1日から適用する。

附 則（平成22年告示第57号）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年告示第73号）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年告示第75号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和5年告示第151号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条、第8条、第12条関係）

| 区分 | 種目 | 対象者 | 性能等 | 耐用年数 基準金額 |
|-----------------------|-------|---|--|--------------------|
| 介護・ 訓練 支援 用具 | 特殊寝台 | (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの | 腕又は脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの | 8年 154,000円 |
| | 特殊マット | (1) 下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの | じょくそうの防止、失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの | 5年 19,600円 |
| | 特殊尿器 | (1) 下肢又は体幹機能障害1級の者（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの | 尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | 5年 67,000円 |
| | 入浴担架 | 下肢又は体幹機能障害2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） | 対象者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの | 5年 82,400円 |
| | 体位変換器 | (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要す | 介護者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | 5年 15,000円 |

| | | | | |
|---------|-----------------|---|--|----------------|
| | | る者に限る。) (2) 難病患者等であつて、寝たきりの状態にあるもの | | |
| | 移動用リフト | (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害のあるもの | 介護者が対象者を移動させるに当たつて、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 4年 159,000円 |
| | 訓練いす (障害児のみ) | 身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害2級以上で3歳以上のもの | 原則として附属のテーブルを付ける。 | 5年 33,100円 |
| | 訓練用ベッド | (1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害2級以上で学齢児以上のもの (2) 難病患者等であつて、下肢又は体幹機能に障害のあるもの | 腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの | 8年 154,000円 |
| 自立生活支援用 | 入浴補助用具 | (1) 下肢又は体幹機能障害者であつて、入浴に介助を必要とするもの (2) 難病患者等であつて、入浴に介助を要するもの | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴 | 8年 90,000円 |

| | | | | |
|-----------|---|--|---|--|
| 具 | | | うものを除く。 | |
| | 便器 | (1) 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 (2) 難病患者等であって、常時介護を要するもの | 対象者が容易に使用し得るもの（手すりを付けることができる。）。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 4,450円 |
| | T字状又は棒状のつえ | 下肢又は体幹機能障害2級以上の者 | <ul style="list-style-type: none"> ・木材 ニス塗装 夜光材（一部） 夜光材（前面） カラー（白・黄） ・軽金属 塗装無し 夜光材（一部） 夜光材（前面） カラー（白・黄） | 3年 2,310円 2,740円 3,570円 2,583円 3,150円 3,580円 4,410円 3,423円 |
| 移動・移乗支援用具 | (1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等であって、下肢が不自由なもの | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と | 8年 60,000円 | |

| | | | | |
|-------|---|---|---|--|
| | | | <p>安全性を有するもの</p> <p>イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助又は段差解消等の用具</p> | |
| 頭部防護帽 | <p>(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者</p> <p>(2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）及び精神障害者</p> | <p>ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの</p> <p>A スポンジ又は革が主材料</p> <p>B スポンジ、革又はプラスチックが主材料</p> | <p>3年</p> <p>A 15,656円</p> <p>B 37,852円</p> | |
| 特殊便器 | <p>(1) 上肢障害2級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの</p> | <p>足踏みペダル等により温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p> | <p>8年</p> <p>151,200円</p> | |
| 火災警報器 | <p>障害等級2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）</p> | <p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p> | <p>8年</p> <p>15,500円</p> | |
| 自動消火器 | <p>障害等級2級以上の者又は難病患者等（火災発生</p> | <p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動</p> | <p>8年</p> <p>28,700円</p> | |

| | | | | |
|-----------|-----------------|--|-------------------------|----------------|
| | | の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。) | 的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの | |
| | 電磁調理器 | 視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。) | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 41,000円 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 視覚障害2級以上の者 | 対象者が容易に使用し得るもの | 10年 7,000円 |
| | 聴覚障害者用屋内信号装置 | 聴覚障害2級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。) | 音、声音等を、視覚、触覚等により知覚できるもの | 10年 87,400円 |
| 住宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | じん臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者 | 透析液を加温し、一定の温度に保つもの | 5年 51,500円 |
| | ネブライザー（吸入器） | (1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害のあるもの | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 36,000円 |
| | 電気式たん吸引器 | (1) 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 56,400円 |

| | | | | |
|---------|--------------------------|---|---|----------------|
| | | <p>障害者であって、必要と認められるもの</p> <p>(2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害のあるもの</p> | | |
| | 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 対象者が容易に使用し得るもの | 10年 17,000円 |
| | 盲人用体温計（音声式） | 視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。） | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 9,000円 |
| | 盲人用体重計 | 視覚障害2級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。） | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 18,000円 |
| | 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | <p>(1) 呼吸器機能又は心臓機能障害者であって、在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器を装着するもの</p> <p>(2) 難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの</p> | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | 5年 157,500円 |
| 情報・意思疎通 | 携帯用会話補助装置 | 音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声及び発語に著しい障害を有するもの | 携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | 5年 98,800円 |
| 疎通 | 情報・通信支援用 | 上肢機能障害又は視覚障害 | 障害者向けのパーソナルコンピュータ周 | 5年 100,000円 |

| | | | | |
|---------------------------|---|--|-----------------------------------|--------------------------|
| 支 援 用 具 | 具 | | 辺機器及びアプリケーションソフト | |
| | 点字ディスプレイ | 視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上で、かつ、聴覚障害２級）の身体障害者であって、必要と認められるもの | 文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの | 6年 383,500円 |
| | 点字器 | 視覚障害者 | (標準型) A 32マス18行、 両面書、真ちゅう板製 | (標準型) 7年 A 10,712円 |
| | | | B 32マス18行、 両面書、プラスチック製 | B 6,798円 |
| | | | (携帯用) A 32マス4行、 片面書、アルミニウム製 | (携帯用) 5年 A 7,416円 |
| B 32マス12行、 片面書、プラスチック製 | | | B 1,699円 | |
| 点字タイプライター | 視覚障害２級以上の者（本人が就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。） | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 63,100円 | |
| 視覚障害者用ポータブルレコーダー | 視覚障害２級以上の者 | 対象者が容易に使用し得るもの | 6年 録音再生機 85,000円 | |

| | | | | |
|-----------------|---|---|---|------------------|
| | | | | 再生専用機 35,000円 |
| 視覚障害者用活字文書読上げ装置 | 視覚障害2級以上の者 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの | 6年 99,800円 | |
| 視覚障害者用拡大読書器 | 視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの | 画像入力装置を読み取りたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの | 8年 198,000円 | |
| 盲人用時計 | 視覚障害2級以上の者（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。） | 対象者が容易に使用し得るもの | 10年 触読時計 10,300円 音声時計 13,300円 | |
| 聴覚障害者用通信装置 | 聴覚障害者又は発声及び発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められるもの | 一般の電話機に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用でき | 5年 71,000円 | |

| | | | | |
|--------------|--|---|--|--|
| | | | るもの | |
| 聴覚障害者用情報受信装置 | 聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの | 6年 88,900円 | |
| 人工咽頭 | 咽頭摘出者 | (笛式) 呼気によりゴム等の鼓膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの (電動式) 顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池及び充電器を含む。) | (笛式) 4年 5,150円 (電動式) 5年 72,203円 | |
| 福祉電話(貸与) | 難聴者又は外出困難な身体障害者(原則として2級以上)であって、コミュニケーション又は緊急 | 対象者が容易に使用し得るもの | — | |

| | | | | |
|--|----------------------|---|--|-------|
| | | 連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。） | | |
| | ファックス（貸与） | 聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。） | 対象者が容易に使用し得るもの | — |
| | 視覚障害者用ワードプロセッサ（共同利用） | 視覚障害者 | 編集及び校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で、点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの | — |
| | 点字図書 | 視覚障害者 | 月刊、週刊等で発行される雑誌を除く点字図書 | 別に定める |

| | | | | |
|----------|----------------|---|--|---|
| | 人工内耳用電池 | 聴覚障害者（児）であって、人工内耳を装用しているもの | 空気電池と専用充電電池の併給はできない A 空気電池 （一括交付可） B 専用充電電池 | A 1月 2,500円/月 B 1年 15,000円 |
| | 視覚障害者用地デジ対応ラジオ | 視覚障害2級以上の者（学齢児以上の者に限る） | 対象者が容易に使用し得るもの | 6年 29,000円 |
| 排泄管理支援用具 | ストーマ装具 | ストーマ造設者 | 皮膚保護剤袋を身体に密着されるもの | （蓄便袋） 8,858円/月 （蓄尿袋） 11,639円/月 |
| | 紙おむつ | (1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者 (2) 先天性疾患に起因する神経障害による高度 | 紙おむつ等（紙おむつ、洗腸用具、サラン及びガーゼ等衛生用品） | 12,000/月 |

| | | | | |
|-------|------------|---|--|---|
| | | <p>の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者</p> <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者</p> <p>(4) 脳性麻痺等脳原生運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等を必要とするもの（医師の意見書添付）</p> | | |
| | 収尿器 | 高度の排尿機能障害者 | <p>採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置の付いたもの（ラテックス製又はゴム製）</p> <p>A 普通型（男女別）</p> <p>B 簡易型（男女別）</p> | <p>1年</p> <p>（男性用）</p> <p>A 7,931円</p> <p>B 5,871円</p> <p>（女性用）</p> <p>A 8,755円</p> <p>B 6,077円</p> |
| 住宅改修費 | 居宅生活動作補助用具 | (1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者で | 対象者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの | 200,000円 |

| | | | | |
|--|--|---|--|--|
| | | <p>あって、障害等級3級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害2級以上の者</p> <p>(2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの</p> | | |
|--|--|---|--|--|

- (注) 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢若しくは下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計及び聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 「難病患者等」とは、大野市地域生活支援事業実施規則第3条第1項第5号に定める者をいう。